

① 窓口に来た方

住所

東海村

電話 ()

フリガナ

氏名

生年月日

明・大・昭・平・令

年 月 日

※窓口に来た方の本人確認書類をご提示ください。

住民票関係

※本人・同一世帯員以外の方は委任状が必要です。

- ☐ 本人 (以下記入不要)
☐ 本人以外 (以下をご記入ください。)

①の方との関係

- ☐ 同一世帯員
☐ その他 () ☐ 委任状
 ※同一住所でも、別世帯の場合は委任状が必要です。

住所 ☐ ①と同じ (記入不要)

東海村

フリガナ

氏名

生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日

戸籍関係

※本人・配偶者・直系血族以外の方は委任状が必要です。

本籍 ☐ ①と同じ (記入不要)

東海村

☐ ①と同じ (記入不要)

フリガナ

筆頭者

※亡くなられても変わりません。

☐ ①と同じ (記入不要)

フリガナ

氏名

(生年月日 明・大・昭・平・令 年 月 日)

①の方との関係

本人・配偶者・父母・子・祖父母・孫
 その他 () ☐ 委任状

印鑑登録証明書

※印鑑登録証(カード)の提示が必要です。

☐ 本人

印鑑登録番号

200円
通☐ 本人以外 (以下をご記入ください。)

印鑑登録番号

200円
通住所 ☐ ①と同じ (記入不要)

東海村

フリガナ

氏名

生年月日 明・大・昭・平 年 月 日

その他の証明書

※戸籍関係の欄に本籍等を記入してください。

☐ 戸籍の附票 (全部・一部)

通

◆ 本籍・筆頭者 ☐ のせる ◆ 在外選挙人登録 ☐ のせる☐ 身分証明書 / 独身証明書 ※本人のみ200円
通☐ 不在住 / 不在籍証明書

通

☐ 埋 (火) 葬許可済証明書

通

※職員記載欄

1点

☐ 運転免許証 ☐ 個人番号カード ☐ パスポート ☐ 住基B
☐ 在留カード ☐ 身障・療育手帳 ☐ 運転経歴証 (H24.4.1~)

2点

☐ 保険証 ☐ 年金手帳 ☐ 受給証 ☐ 社員証 ☐ 学生証
☐ その他 ()

受 付	作 成	確 認	枚 数	金 額
			枚	円

どなたの証明書が必要ですか？

何が必要通必要ですか？

☐ 世帯全員の住民票 (謄本)	通	200円
☐ 個人の住民票 (抄本)	通	
☐ 除票	通	
☐ 記載事項証明書	通	
☐ 運転免許証 (写し)	通	無料
☐ その他	通	円

住民票 / 除票が必要な方は、以下をご記入ください。

- ◆ 続柄・世帯主名 ☐ のせる ☐ のせない
 ◆ 本籍・筆頭者 ☐ のせる ☐ のせない
 ◆ マイナンバー ☐ のせる (提出先) ☐ のせない
 ◆ 住民票コード ☐ のせる (提出先) ☐ のせない

☐ 戸籍全部事項証明 (謄本)	通	450円
☐ 戸籍個人事項証明 (抄本)	通	
☐ 除籍	平 10.2 以降のもの (全部・個人) 通 平 10.1 以前のもの (謄本・抄本) 通	750円
☐ 改製原戸籍 (謄本・抄本)	通	
☐ 受理証明書 / 届書記載事項証明書	通	350円
() 届 届出日 年 月 日	通	
☐ その他 ()	通	円
☐ 出生・婚姻・転籍～婚姻・転籍・死亡の戸籍		
☐ 死亡日が記載された戸籍		

使いみち

☐ 運転免許証 ☐ 年金請求 ☐ 戸籍届出 ☐ 相続 ☐ 登記 ☐ 公的機関 ☐ 車関係 ☐ 勤務先 ☐ 学校 ☐ 銀行 ☐ パスポート
☐ その他

申 請 に 当 た っ て の 注 意 事 項

1. 窓口での本人確認について

平成20年5月1日から、住民基本台帳法・戸籍法が改正され、他人になりすました証明書の交付請求や届出を防止するため、窓口での本人確認書類等の提示をお願いしております。また、代理で申請される場合は、委任状（自署・押印）をご持参いただいた上で、来庁された方の本人確認書類等の提示をお願いしております。

1点でよいもの	運転免許証、パスポート、個人番号カード、写真付き在留カード等、写真付き住民基本台帳カード、写真が貼付された官公庁の発行する証明書 等
2点必要なもの	各種被保険者証、共済組合員証、年金手帳、年金証書、写真なし住民基本台帳カード、学生証、法人発行身分証、受給証 等から2点

2. 戸籍に関する証明書の交付申請に当たっての注意事項

① 東海村に本籍がない場合は、請求できません。本籍がある市区町村へ請求して下さい。

② 請求ができる方は以下のとおりです。

（ア）戸籍謄本・抄本等 … 戸籍に記載されている本人、配偶者、直系血族（父母、祖父母、子、孫 等）

（イ）身分証明書、独身証明書… 本人

（ウ）受理証明書 … 届出人

（エ）記載事項証明書 … 届出人又は特別な事由があると認められる利害関係人

※上記以外の方が代理で申請される場合は、委任状（自署・押印）が必要です。（戸籍法第10条の3第2項）

③ 戸籍の届出をされた場合、新しい戸籍が編製され証明書として交付出来るまでに、約1週間前後日数がかかります。

④ 戸籍の附票は、コンピュータ化された平成10年1月31日時点からの住所の履歴を記録しています。

⑤ 第三者が請求する場合は、本人確認書類（運転免許証等）、疎明資料（具体的に請求の必要性が分かる書類）を添えて下さい。

3. 住民票の写し等の交付申請に当たっての注意事項

① 本人又は同一世帯以外の方が申請する場合には、原則として委任状（自署・押印）が必要です。（住民基本台帳法第12条第4項）

② 住民票コード及び個人番号は、お申し出のない限り省略して交付しています。なお、住民票コードまたは個人番号入り住民票の申請は、本人または同一世帯の方に限ります。（住民基本台帳法第30条の37及び第30条の38、番号利用法第15条及び第19条）

代理人が委任状で申請されても、窓口で即日交付せずご本人のご自宅に郵送させていただきます。

③ 第三者が請求する場合は、本人確認書類（運転免許証等）、疎明資料（具体的に請求の必要性が分かる書類）を添えて下さい。また、法人が請求する場合は上記以外に、お使いになる方の欄に法人所在地・名称・代表者を記載し代表者印を押すか代表者の作成した委任状を添えて下さい。なお原則として本籍・続柄等を省略した住民票の写しの交付となります。

4. 印鑑登録証明書の交付申請に当たっての注意事項

① 印鑑登録証明書が必要な方の印鑑登録証（カード）が必要です。申請書に添えて提出して下さい。

② 15歳未満の方及び成年被後見人の方は、申請代理人になることはできません。

※ 偽りその他不正の手段により請求し交付を受けた者は、罰金又は過料に処せられます。（戸籍法第133条及び第134条、住民基本台帳法46条第2項）